

意見検討結果一覧表

（案名：浄化槽法施行条例の一部を改正する条例（案）についての意見募集）

番 号	意 見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	<p>「研修を3年以内に1回以上受けるもの」としたらどうか。これは、管理士個人の能力向上を基調とした法改正であると思慮する。この場合、各社が管理士の受検経歴を管理し、登録更新申請書にその状況を表記することで、社内で適正な技術を保持していることが証明できるものとする。</p>	<p>本県の登録の有効期間は3年であることから、「登録の有効期間内に1回以上」は「3年以内に1回以上」と同義になります。</p>	C（趣旨同一）
2	<p>県内（できれば各市町村）での一日で終了する研修を希望する。また、現場でのトラブル対応や対策などをDVDなどで分かりやすく説明してほしい。</p>	<p>いただいた御意見は、研修の開催方法、内容等を検討する際の参考とします。</p>	D（参考）
3	<p>他機関が行う法律に基づく研修等の開催方法と同様に、会社や受講者の私的な都合を鑑み、開催場所及び時期を自由に選定できるもの、つまり、開催場所は主な市町村役場所在地とし、かつ、開催日をばらけさせることを希望する。</p> <p>また、技術的に精通している岩手県浄化槽検査センター職員を講師とし、半日（最大でも一日）の現地研修を希望する。受講料は社会通念上の範囲としてほしい。</p>	<p>いただいた御意見は、研修の開催方法、内容等を検討する際の参考とします。</p>	D（参考）

4	<p>何をもって1回「以上」とするのか理解ができない。</p> <p>例えば、新たに高度な技術を導入した製品が世に出た都度、研修を受講する義務が発生することとしているのか、高度な技術が3年以上導入されない状態の場合であっても、研修会が開催されるのか。</p> <p>また、社員が登録の有効期間内のある時期に管理士資格を取得した場合、この者も当該有効期間内での研修の受講が必須となるのか。</p>	<p>研修会は毎年度開催することを予定しており、新たな技術の導入の有無にかかわらず、登録の有効期間内に1回以上受検する必要があります。</p> <p>浄化槽管理士の資格を取得し、営業所に置く浄化槽管理士として登録を受けている（変更届出を提出する）場合は、研修を受講する必要があります。</p> <p>研修制度の運用については、保健所等を通じて周知していきます。</p>	F（その他）
5	<p>浄化槽設備士への技術講習も考えていただきたい。</p>	<p>浄化槽法の改正に伴い、条例で定める事項として、浄化槽管理士に対する研修の機会に関する事項が追加されたことから、条例の改正を実施するものとなります。</p> <p>いただいた御意見については、浄化槽設備士業務の所管部局に申し伝えます。</p>	F（その他）

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外のときは削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

3 意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。